

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年東大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題調査委員会委員の項、いじめ問題調査委員会調査員の項、いじめ問題調査専門委員会委員の項及びいじめ問題調査専門委員会調査員の項中「9,500円」を「22,000円」に改め、同表備考1中「9,500円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

新			旧		
別表（第2条第1項関係）			別表（第2条第1項関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
公平委員会委員長～人権尊重のまちづくり審議会委員 （略）			公平委員会委員長～人権尊重のまちづくり審議会委員 （略）		
いじめ問題調査委員会委員	日額	22,000円	いじめ問題調査委員会委員	日額	9,500円
いじめ問題調査委員会調査員	日額	22,000円	いじめ問題調査委員会調査員	日額	9,500円
長瀬人権文化センター運営委員会委員～いじめ問題サ ポート専門委員会委員（略）			長瀬人権文化センター運営委員会委員～いじめ問題サ ポート専門委員会委員（略）		
いじめ問題調査専門委員会委員	日額	22,000円	いじめ問題調査専門委員会委員	日額	9,500円
いじめ問題調査専門委員会調査員	日額	22,000円	いじめ問題調査専門委員会調査員	日額	9,500円
社会教育委員～開票立会人（略）			社会教育委員～開票立会人（略）		
備考			備考		
1 いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題調査委員会調 査員、いじめ問題調査専門委員会委員及びいじめ問題調			1 いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題調査委員会調 査員、いじめ問題調査専門委員会委員及びいじめ問題調		

査専門委員会調査員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額 11,000円 とする。

2 (略)

査専門委員会調査員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額 9,500円 とする。

2 (略)